

アレルギー除去申請書

下記の者は食物アレルギーのため、次の食品の除去が必要です。

【 初診・再診 (☐ 従来通り ☐ 除去食を中止 ☐ 一部指示を変更する) 】

園児名 _____ 生年月日 _____

保護者氏名 _____ 緊急連絡先 _____

1. 主な症状 (_____)

2. 除去が必要な食品と具体的な除去の程度に○をつけ必要に応じて記入をお願いします。

除去が必要な食品	除去の程度		その他の注意事項
卵	完全除去	つなぎ・菓子類は可	
牛乳	完全除去	乳製品は可 つなぎは可	
大豆	完全除去	味噌・しょうゆは可	
えび・かに	完全除去	エキスのみ可	
背の青い魚	完全除去		
そば	完全除去		
小麦粉	完全除去	味噌・しょうゆは可	
ピーナッツ	完全除去		
その他 (_____)	完全除去		

3. その他食事に関する注意事項 (_____)

4. アナフィラキシー症状の既往 (該当する項目に○を付けて下さい)

あり なし

「あり」の場合: 原因食品 _____ 発生年月 _____ 年 月

【食物アレルギー病型】

() 即時型 () 食物アレルギーの関与するアトピー性皮膚炎

() 口腔アレルギー症候群 () 食物依存性運動誘発アナフィラキシー

5. 原因食物接種時に症状が出現した場合の対応方法(該当する項目に○)

①内服薬 ()

②注射 (エピペン 0.3mg ・ 0.15mg)

③医療機関受診

受診先医療機関名

電話番号

令和 年 月 日

医療機関名

電話番号

食事問診表

府中 Kids 保育園

			令和	年	月	日記入
氏名		男 女	生年月日	年	月	日生
			歳	か月		

【 】内は該当するところに○、()内は記入をお願いします。

① 家庭での授乳について

・授乳の仕方

【 母乳 ・ ミルク 】

⇒母乳を○された方

哺乳瓶での哺乳【 できる ・ できない 】

⇒できるを○された方

哺乳瓶商品名 ()

⇒ミルクを○された方

ミルク商品名 ()

哺乳瓶商品名 ()

乳首のサイズ【 S ・ M 】

・1回の授乳量 () cc

・授乳間隔 () 時間おき

② 保育園での授乳について

・授乳の仕方 【 ミルク ・ 冷凍母乳 ・ その他 () 】

・使用する哺乳瓶 【 】

③ 保育園での水分補給について

・お茶【 飲める ・ 飲めない ・ まだ飲んでいない 】

・発熱や嘔吐時の水分補給として、イオン飲料の飲料

【 飲める ・ 飲めない ・ まだ飲んでいない 】

④ 食事について

・食事の形態

【 滑らか ・ 粒あり ・ 舌でつぶせる ・ 歯茎でつぶせる
歯茎で噛める ・ 大人と同じものを刻む ・ 大人と同じもの 】

・味について

【 味付けなし ・ だしのみ ・ 調味料使用 】

・園では

【 完了食 ・ 完了刻み食 ・ 後期 ・ 中期 ・ 初期（ 荒 ・ 細 ） 】

⑤ アレルギーについて

・食物アレルギー

【 ある ・ ない 】

⇒ある とお答えの方

食材【 卵 ・ 牛乳 ・ 小麦 ・ 大豆 ・ その他（ ） 】

・医療機関への受診

【 ある ・ ない 】

⇒ある とお答えの方

受診するに至った状況についてお聞かせください。

--

・食事の除去【 必要 ・ 不要 】

*お子さんに食物アレルギーがある場合、栄養士と面談をしていただきます。

その際、食物アレルギーはあるが、園での除去食の必要がない場合は、

「食物アレルギー除去食同意書」の提出をお願いしています。

よろしくお願いいたします。

家庭調査票

ふりがな

園児名 [] [男・女] 生年月日 [H・R 年 月 日]

住 所 [〒]

保育園までの登園方法 [徒歩・車・自転車・バス・JR・その他()] 所要時間 [分程度]

<緊急時の家族・保護者様への連絡>

園が一番始めに電話する電話番号を①に書いてください。つながらない場合は、②、③の順番になります。

① 携帯番号 [] 連絡先 [] 続柄 []
 ② 携帯番号 [] 連絡先 [] 続柄 []
 ③ 携帯番号 [] 連絡先 [] 続柄 []

家族氏名	生年月日	性別	園児から見た続柄	勤務先（学校名・学年）
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			

自宅付近の略図	目標や道しるべになるものは、特にくわしく書いてください。
---------	------------------------------

<かかりつけの病院>

小児科	TEL.	外科	TEL.
整形外科	TEL.	眼科	TEL.
歯 科	TEL.	耳鼻科	TEL.

<お子さまの手の消毒の際、アルコール製剤の使用について>

可

不可

保険証・子育て支援医療受給資格証のコピーを貼り付けてください

申込日 年 月 日

保護者ご署名 _____ (印)

年 月 日 入園希望

[illegible]

お子様のお写真を貼ってください。

貼付

- 第1条 名称及び所在地
名称を「府中 Kids 保育園病児保育室」(以下、本保育室)とし、本保育室を広島県安芸郡府中町大須3丁目8-28に置く。
- 第2条 設置者
設置者を、株式会社 ヒューモ(以下、設置者)代表取締役 社長 櫻本美穂(住所:広島県広島市中区紙屋町2-2-2 紙屋町ビル9階)とする。
- 第3条 運営者
運営者を、株式会社 ヒューモ(以下、運営者)代表取締役 社長 櫻本美穂(住所:広島県広島市中区紙屋町2-2-2 紙屋町ビル9階)とする。
管理者
管理者を、園長 新谷 裕美子(住所:広島県安芸郡府中町大須3丁目8-28)とする。
- 第4条 目的
病気やけがのため集団保育の困難な園児・児童を一時的に預かる業務を行うことにより、地域の子育て支援を目的とする。
- 第5条 看護保育の方針
小児科医、看護師、保育士がチームとなり、病気の児童の看護、保育にあたり、身体、精神両面のケアを施し、リラックスできて楽しく安全に過ごせるよう配慮する。
- 第6条 病児保育の対象
1. 利用対象は、概ね生後6か月から小学6年生までの児童で、病気やけがであることから、保育園等での集団生活が困難、かつその保護者が就業等やむを得ない理由で、家庭で育児が困難な場合とする。
2. 感染力、重症度等の観点から、麻疹、水痘、結核、その他感染力の強いものは対象から外す。また、満1歳に達した児は麻疹風疹混合ワクチンを接種していることを利用の条件とする。
但し、家庭の事情によりやむを得ない場合には個別にご相談ください。
3. 定員は2名とする。但し、やむを得ない事由により定員を下回って、または一時的に超えて受け入れる場合がある。
- 第7条 利用方法
1. 利用できる日及び時間は次のとおりとする。
利用できる日:月曜日から金曜日
(祝祭日・年末年始・施設休園日・施設が指定した休業日を除く)
利用できる時間:午前8時30分から午後5時30分まで
・予約は次のとおりとする。
前日までに病児保育室に電話で問合せをし、空き状況の確認と予約を行う。
当日であっても定員に空きがあるなど受け入れが可能な場合もある。
キャンセルの場合は、分かり次第必ず病児保育室に電話連絡を行う。状況に応じてキャンセル料が発生する場合がある。
2. 登録時提出書類、利用時提出書類は次のとおりとする。
【登録時提出書類】①「利用規約兼利用同意書」、②「府中 Kids 保育園病児保育室利用登録申込書」、③「家庭調査票」、④「児童健康記録票」、⑤「園児・児童表」、⑥「食事問診票」を対象児保護者が記入し、利用日までに本保育室へ提出する。

【利用時提出書類：初日】「利用申請書(利用日当日用)」、「家庭連絡票」、「与薬依頼書」(投薬が必要な場合のみ)は対象児保護者が記入し、「診療情報提供書」は主治医に記入してもらい、予約時もしくは利用日初日に本保育室へ提出する。

【利用時提出書類：初日以外】「利用申請書(利用日当日用)」、「家庭連絡票」、「与薬依頼書」(投薬が必要な場合のみ)は対象児保護者が記入して本保育室へ提出する。

3. 病状の変化した時の対応について

本保育室が、弊社もしくは主治医の診療を必要と判断した場合は、保護者は連絡を受けたあとすみやかに対応すること。ただし、けいれんなど、病状を緊急と判断した場合は、保護者への連絡前に医療行為を含めた応急対応をする場合がある。

4. インフルエンザが疑われる場合など、部屋決めや感染対策として、必要に応じ本保育室の判断で迅速診断検査を行うことがある。

第8条 利用料金及び持物等

1. 児童1人につき、1回当たり1,500円(税込)

※府中 Kids 保育園在園児については無料。

2. アレルギー等の関係上、食事・おやつ・ミルク・飲み物は各自で用意すること。

3. オムツなどの必要な身の回りの物は各自で用意すること。用意したものに不足が生じ、やむを得ず本保育室が調達したものについては別途費用を支払う場合がある。

第9条 利用料金支払方法

利用料金や別途生じた費用はお迎え時に精算する。

第10条 補償制度

本保育室を利用するにあたり、万一事故等が発生した場合、保険適用範囲内において補償を受けることができる。但し、病状悪化等、本保育室の責に帰すことが出来ない事由による事故等の場合はこの限りでない。

第11条 利用制限

次の各号のいずれかに該当する場合は、保育の途中にかかわらず利用を制限し、また受け入れをお断りする場合がある。

- ① 児童の病状により、保育が不適切と医師が判断したとき。
- ② 新型感染症等の発生、流行など、感染の危険性が高いとき。
- ③ 気象警報等が発令されたとき。
- ④ 弊社の診察または本保育室の保育方法に同意しないとき。
- ⑤ 本利用規約に従わないとき。

第12条 保護者の義務

児童の保護者は、本保育室に対して保育に必要な情報を提供しなければならない。また、本保育室を利用する間、「利用申請書」に記載した緊急連絡先に常に連絡でき、緊急時でも保護者の意思が確認できるよう努めなければならない。

第13条 相談窓口

利用にあたっての相談、質問、苦情等の窓口は、園長 新谷裕美子(電話 082-569-7307)とする。

第14条 規約の変更

本規約の変更は弊社が定め、その効力はすべての利用登録者に帰属する。

以上、規約の内容を理解、承認したうえで利用について同意します。

年 月 日

保護者氏名：

印

第 1 条 名称及び所在地

名称を「府中 Kids 保育園病児保育室」(以下、本保育室)とし、本保育室を広島県安芸郡府中町大須 3 丁目 8-28 に置く。

第 2 条 設置者

設置者を、株式会社 ヒューモ (以下、設置者) 代表取締役 社長 櫻本美穂 (住所: 広島県広島市紙屋町 2-2-2 紙屋町ビル 9 階) とする。

第 3 条 運営者

運営者を、株式会社 ヒューモ (以下、運営者) 代表取締役 社長 櫻本美穂 (住所: 広島県広島市紙屋町 2-2-2 紙屋町ビル 9 階) とする。

管理者

管理者を、園長 新谷 裕美子 (住所: 広島県安芸郡府中町大須 3 丁目 8-28) とする。

第 4 条 目的

病気やけがのため集団保育の困難な園児・児童を一時的に預かる業務を行うことにより、地域の子育て支援を目的とする。

第 5 条 看護保育の方針

小児科医、看護師、保育士がチームとなり、病気の児童の看護、保育にあたり、身体、精神両面のケアを施し、リラックスできて楽しく安全に過ごせるよう配慮する。

第 6 条 病児保育の対象

1. 利用対象は、概ね生後 6 か月から小学 6 年生までの児童で、病気やけがであることから、保育園等での集団生活が困難、かつその保護者が就業等やむを得ない理由で、家庭で育児が困難な場合とする。
2. 感染力、重症度等の観点から、麻疹、水痘、結核、その他感染力の強いものは対象から外す。また、満 1 歳に達した児は麻疹風疹混合ワクチンを接種していることを利用の条件とする。
但し、家庭の事情によりやむを得ない場合には個別にご相談ください。
3. 定員は 2 名とする。但し、やむを得ない事由により定員を下回って、または一時的に超えて受け入れる場合がある。

第 7 条 利用方法

1. 利用できる日及び時間は次のとおりとする。

利用できる日: 月曜日から金曜日

(祝祭日・年末年始・施設休園日・施設が指定した休業日を除く)

利用できる時間: 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

・予約は次のとおりとする。

前日までに病児保育室に電話で問合せをし、空き状況の確認と予約を行う。

当日であっても定員に空きがあるなど受け入れが可能な場合もある。

キャンセルの場合は、分かり次第必ず病児保育室に電話連絡を行う。状況に応じてキャンセル料が発生する場合がある。

2. 登録時提出書類、利用時提出書類は次のとおりとする。

【登録時提出書類】①「利用規約兼利用同意書」、②「府中 Kids 保育園病児保育室利用登録申込書」、③「家庭調査票」、④「児童健康記録票」、⑤「園児・児童表」、⑥「食事問診票」を対象児保護者が記入し、利用日までに本保育室へ提出する。

【利用時提出書類：初日】「利用申請書(利用日当日用)」、「家庭連絡票」、「与薬依頼書」(投薬が必要な場合のみ)は対象児保護者が記入し、「診療情報提供書」は主治医に記入してもらい、予約時もしくは利用日初日に本保育室へ提出する。

【利用時提出書類：初日以外】「利用申請書(利用日当日用)」、「家庭連絡票」、「与薬依頼書」(投薬が必要な場合のみ)は対象児保護者が記入して本保育室へ提出する。

3. 病状の変化した時の対応について

本保育室が、弊社もしくは主治医の診療を必要と判断した場合は、保護者は連絡を受けたあとすみやかに対応すること。ただし、けいれんなど、病状を緊急と判断した場合は、保護者への連絡前に医療行為を含めた応急対応をする場合がある。

4. インフルエンザが疑われる場合など、部屋決めや感染対策として、必要に応じ本保育室の判断で迅速診断検査を行うことがある。

第8条 利用料金及び持物等

1. 児童1人につき、1回当たり1,500円(税込)

※府中 Kids 保育園在園児については無料。

2. アレルギー等の関係上、食事・おやつ・ミルク・飲み物は各自で用意すること。

3. オムツなどの必要な身の回りの物は各自で用意すること。用意したものに不足が生じ、やむを得ず本保育室が調達したものについては別途費用を支払う場合がある。

第9条 利用料金支払方法

利用料金や別途生じた費用はお迎え時に精算する。

第10条 補償制度

本保育室を利用するにあたり、万一事故等が発生した場合、保険適用範囲内において補償を受けることができる。但し、病状悪化等、本保育室の責に帰することが出来ない事由による事故等の場合はこの限りでない。

第11条 利用制限

次の各号のいずれかに該当する場合は、保育の途中にかかわらず利用を制限し、また受け入れをお断りする場合がある。

- ① 児童の病状により、保育が不適切と医師が判断したとき。
- ② 新型感染症等の発生、流行など、感染の危険性が高いとき。
- ③ 気象警報等が発令されたとき。
- ④ 弊社の診察または本保育室の保育方法に同意しないとき。
- ⑤ 本利用規約に従わないとき。

第12条 保護者の義務

児童の保護者は、本保育室に対して保育に必要な情報を提供しなければならない。また、本保育室を利用する間、「利用申請書」に記載した緊急連絡先に常に連絡でき、緊急時でも保護者の意思が確認できるよう努めなければならない。

第13条 相談窓口

利用にあたっての相談、質問、苦情等の窓口は、園長 新谷裕美子(電話 082-569-7307)とする。

第14条 規約の変更

本規約の変更は弊社が定め、その効力はすべての利用登録者に帰属する。

以上、規約の内容を理解、承認したうえで利用について同意します。

年 月 日

保護者氏名：

印